

議案第 8 号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例（平成 1 7 年条例第 1 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20, 100円とする。</p> <p>3 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 2 号に該当する者の<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33, 500円とする。</p> <p>4 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 3 号に該当する者の<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46, 900円とする。</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第 4 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の<u>令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20, 100円とする。</p> <p>3 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 2 号に該当する者の<u>令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33, 500円とする。</p> <p>4 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 3 号に該当する者の<u>令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46, 900円とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うため。